

9、「戦争への道」を許してはならない

安倍政権は権力の座を占めて以来、対抗勢力を上から目線で蔑視、国会質問にも市民による追及にも正面から答えようとはしない。議会多数を傲慢さにすり変え、独断専行を常としている。

中であからさまに見えてきたのは、アメリカ言いなりの政権運営だ。沖縄の苦しみを踏みつけての辺野古埋め立て、兆のつく金での戦闘機爆買い、アメリカ農業救済への二国間取引受入れ。一方で「押付け憲法」と悪態つきながら、実際には一転、アメリカの押付けに唯々諾々の悪政を積み重ねている。

行き着く先に見えるのは、憲法の連続改悪によって対抗勢力を骨抜きにし、アメリカによる戦争に際限なく従軍する道だ。折からアメリカは、そういうアメリカを是とする勢力が大統領領ぐるみで肥大化している。安倍政権はこれにびたり追隨している。

何故だかはわからない。だが半面、歴史は嘘をつかない。いつとき改竄し、隠蔽されても、必ず真実を遺し、伝えてきている。

だから、まず大事なことは、いつ何が起きたかを、しっかり記憶し記録し、くりかえし確認し、隠蔽、改竄を掘起こし、真実を見抜く目を鍛えることだ。

それが、宮澤・レーン冤罪事件を通して得た一番の教訓だ。国家権力による冤罪（犯罪）はあくどい。あくどいだけでなく、その積み重ねは、国そのものの成り立ちと行方を支配し、国民は隷

従を強いられる。隷従はやがて自己目的に転化し、集団狂奔にまで堕ち込む。二度とあつてはならない。

●大事なのは二の矢、三の矢

対抗する勢力にも、問題なし、とは言えない。野党勢力は、通り一遍の国会質問と自己満足の演説に終始し、二の矢三の矢の地力を失っている。政府答弁を「官僚作文の棒読み」と批判しながら、自らも手控えの棒読みに甘んじ、テレビの向こうに見栄を切つて恥じない愚か議員も一人、二人ではない。

少なくとも、答弁の二通り三通りは想定して先を読み、二の矢三の矢、ときに隠し玉を用意して、臨機応変、答弁によっては深追いついて仕留める地力をつけなければ権力の傲慢に敵わない。かつて、そういう野党議員がひしめいた記憶も記録も多々あるのだから、これは決してない物ねだりではない。

加えて官僚の劣化も止まらない。官僚自身が、国民への奉仕者であるとの原点を忘れている。まるで政治権力への奉仕者であるごとく、誇りと矜持を失い、とかげのシツポ切りに甘んじている。

そして、さらに厄介なのは、これら安倍政権を積極支持、あるいは結果として容認する一定層が存在することだ。これは各種世論調査や選挙結果に現れ、また社会を分断し、格差を広げようとする層とも重なっている。

そこでは植村裁判での攻撃に現れているように、戦後平和の歴史を否定し合理性を欠いた主張が罷り通っている。捏造を是とし、冤罪仕掛けも厭わない過去ともつながる感覚だ。これが安倍政権の傲慢さを助長し長期政権をもたらす土壌ともなっている。

しかし、これにも愚直で向かうほかはない。事実と向き合い、事実を解き明かし、二度と踏み出してはいけない道をあきらかにすることに尽きる。

そこで、1945年の敗戦にいたる戦前の歴史を振り返っておきたい。そこには権力を奪った支配層と、その下におかれた圧倒的な国民の苦悩と闘いの歴史が刻まれている。さらに、これら記録された歴史の背後には、踏みにじられ、闇に葬られた涙と血の記憶が無数にある。そこに手が届かないもどかしさを感じながらも、来た道を再確認しておきたい。

●戦前の国家権力の弾圧と闘い

- 1873 (明治6) 徴兵令施行 (1・10)
- 1882 軍人勅諭発布 (1・4) ▽戒厳令制定 (8・5)
- 1889 大日本帝国憲法公布 (2・11)
- 1890 教育勅語発布 || 天皇に忠誠尽くす皇民教育 (10・30)
- 1894 日本、清国 (現・中国) に宣戦布告 || 日清戦争 (8・1)
- 1900 治安警察法公布 || 結社・集会・デモ規制 (3・10)
- 1904 日露戦争開戦 (2・8) ▽大本営設置 (2・11)
- 1909 新聞紙法公布 || 内相に発禁権限 (5・6)

- 1910 「大逆事件」検挙 (5・25) ▽韓国併合条約調印 (8・22)
- 1911 「大逆事件」の被告24人に死刑、2人に有期判決 (1・18) ↓ 12人に死刑執行 (1・24、25) ▽警視庁に特高警察課設置 || 28年全県に拡大 (8・21)
- 1912 (大正1) 明治天皇死去・大正天皇即位 (7・30)
- 1920 東京で普通選挙要求の数万人デモ (2・11)
- 1921 自由法曹団結成 (8・20)
- 1922 日本共産党創立大会 (7・15)
- 1923 関東大震災に戒厳令 (9・2) ▽亀戸事件 (9・4)
- 1924 学生社会科学連合会結成 (9・14)
- 1925 治安維持法公布 (4・22) ▽普通選挙法公布 (5・5)
- 1926 (昭和1) 大正天皇死去・昭和天皇即位 (12・25)
- 1927 第一次山東出兵開始 (5・28)
- 1928 普通選挙法初の総選挙で労働党19万票獲得 (得票率2%)、労働党・山本宣治ら当選 (2・20) ▽「3・15事件」全国で1600人余検挙 (3・15) ▽緊急勅令で治安維持法改正 || 最高刑死刑、目的遂行罪新設 (6・29)
- ▽特高警察、全道府県に設置、思想係検事各地裁配置 (7・3)
- 1929 山本宣治、右翼暴漢に刺殺される (3・5) ▽「4・16事件」全国で1000人余検挙 (4・16) ▽北大中国留学生事件 (10・3)
- 1930 北海道帝国大学朝鮮人学生社研事件 (6・17)
- 1931 「満州事変」 || 柳条湖事件 (9・18)

- 1032 満州国建国宣言(3・1)▽5・15事件(5・15)
- 1933 小林多喜二、築地署で拷問虐殺される(2・20)▽日本、国際連盟脱退(3・27)▽共産党検挙の功績として毛利基特高課長叙勲。中川成夫、山縣為三ら特高警察20人も功勞表彰(8・20)
- 1934 野呂栄太郎、品川署で拷問虐殺される(2・19)
- 1935 小樽高商社会科学研究会事件(1・8)▽治安維持法による大本教弾圧事件(12・8)
- 1936 2・26事件(2・26)▽思想犯保護觀察法公布(5・29)▽『日本資本主義発達史講座』執筆の平野義太郎ら30人検挙(7・10)▽日独防共協定調印(11・25)
- 1937 中国への全面侵略戦争開始Ⅱ盧溝橋事件(7・7)▽改正軍機保護法公布(8・14)▽「第一次人民戦線事件」446人検挙(12・15)
- 1938 国家総動員法公布(4・1)▽「唯物論研究会」戸坂潤ら幹部検挙(11・29)
- 1939 国民徴用令公布(7・8)
- 1940 生活綴方教育関係者百数十人検挙(2・6)▽大政翼賛会発足(10・12)▽大日本産業報国会設立(11・23)
- 1941 北海道生活凶画事件(1・10、9・20)▽国防保安法公布(7・8)▽改正治安維持法公布Ⅱ予防拘禁制度導入(3・10)▽御前会議(天皇臨席)で対米英開戦決定(12・1)▽真珠湾奇襲攻撃(12・8)▽「開戦時における外諜容疑一斉検挙」111人(12・8)▽開戦非常措置で
- 官本百合子他10000人検挙(12・9)▽言論出版結社等臨時取締法(12・21)
- 1942 内閣情報局、東京、大阪、名古屋、福岡地区の主要紙統合と一県一紙の新聞統合案を発表(7・24)
- 1943 内閣情報局、英米ジャズ10000曲の演奏禁止(1・13)▽大日本言論報国会発足(3・7)▽「大阪商大事件」学者・学生ら数十人検挙(3・15)▽創価教育学会弾圧事件Ⅱ牧口常三郎ら幹部大量検挙(7・6)
- 1944 「横浜事件」Ⅱ『中央公論』、『改造』編集者ら検挙(1月)▽朝鮮人北大生独立運動事件(3月)▽『中央公論』、『改造』に廃刊命令(7・10)
- 1945 東京大空襲(3・10)▽広島・長崎に原爆投下(8・6、9)▽戸坂潤獄死Ⅱ長野(8・9)▽ポツダム宣言受諾(8・10)▽敗戦(8・15)▽三木清、豊多摩で獄死(9・26)▽GHQ(連合国軍総司令部)、「政治的・市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書」を発令(10・4)この指令により政治犯即時釈放とともに特高警察の廃止、特高警察官の罷免もなされたが後者は不徹底で特高警察官の半数は一般警察官として温存された▽政治犯約30000人釈放(10・10)▽治安維持法廃止(10・15)
- (「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟・資料」『新聞労働運動の歴史・新聞労連編』参照)

●安倍政権が強行する「戦争への道」

戦前の日本が辿った道に照らし現在を見たとき、安倍政権が国家権力を使ってごり押しする問答無用の策動は、「いつか来た道」を示している。その手段としての恫喝人事と対マスコミ攻撃はかつてなかった規模とあくどさを露わにしている。以下、第一次安倍政権発足後の主な出来事と暴走の数々である。

2006 第一次安倍内閣が発足し、教育基本法を改悪⇨愛国心の強要など(12・15)

2007 教育関連三法改悪(6・20)

2009 第45回衆院選で自民党大敗。鳩山由紀夫内閣(9・16)

2010 菅直人内閣(6・8)

2011 東日本大震災・大津波(3・11)▽福島第一原発メルトダウン(3・12)▽野田佳彦内閣(9・2)

2012 第46回衆院選で民主党敗北(12・16)▽第二次安倍内閣発足(12・26)

2013 安倍首相、憲法96条改憲発議要件緩和改正を初言及(1・30)内閣法制局長官に小松一郎駐仏大使を起用(8・8)▽国家安全保障会議設置(12・4)▽NHK人事に介入⇨経営委員に安倍首相寄りの百田尚樹ら4人を送り込む(12月)▽特定秘密保護法成立(12・6)↓施行(2014・12・10)▽安倍首相、靖国神社参拝(12・26)

2014

NHK会長に初井勝人を押し込む(1月)▽防衛装備移転三原則閣議決定(4・1)▽内閣人事局設置⇨官僚人事掌握(5・30)▽集団的自衛権行使閣議決定(7・1)▽沖縄県知事選で翁長雄志当選(11・16)▽自民党、テレビ朝日に「報道ステーション内容問題視」の要請書を送付(11・26)

2015

自民党「情報通信戦略調査会」がテレビ朝日幹部を呼びつけ「事情聴取」(4・17)▽高市早苗総務相、「クローズアップ現代」放送内容でNHKに嚴重注意(4・28)▽自民党、「文化芸術懇話会」で「マスコミ懲らしめるには広告料をなくせ」▽安倍首相、安保関連法案提出前に米議会上下両院合同会議で安保法制整備を明言(4・29)▽自民党若手議員の「文化芸術懇話会」で出席議員が「沖縄二紙は左翼にのつとられている」と発言(6・25)▽安保法制⇨戦争法成立(9・19)↓施行(2016・3・29)▽日本政府、デビッド・ケイ氏(国連人権理事会「表現の自由」特別報告者)との面会拒否(11月)▽「放送法遵守を求める視聴者の会」が岸井成格TBSキャスターを批判する全面広告掲載(11・14産経、同15読売)

2016

マイナンバー運用開始(1月)▽高市総務相、テレビ局の放送内容に関して「電波停止」を措置する可能性に言及(2・8)▽刑事司法改革関連法成立(5・24)

2017

朝日新聞、「財務省近畿財務局が森友学園に対して国有地を不当売却」と報道(2・9)▽安倍首相、衆院予算委で「私や妻が関係していたということになれば、首相も国会議員も辞める」と明言(2・17)▽沖繩辺野古米軍基地工事強行(4・25)▽朝日新聞、「加計学園の国家戦略特区獣医学部新設申請に『総理ご意向』文書があった」と報道(5・17)▽共謀罪法成立(6・15)↓施行(7・11)▽安倍首相、東京・秋葉原での都議選応援演説で聴衆の野次に「こんな人たちに負けるわけにはいかない」と絶叫(7・1)▽安倍首相「森友・加計疑惑」隠しを狙って臨時国会冒頭に解散(9・28)

2018

財務省近畿財務局の男性職員が自殺(3・7)▽東京・横田米軍基地にオスプレイを強行配備(10・1)▽沖繩県知事、辺野古基地建設で「埋立承認」を撤回(8・31)▽沖繩県知事に玉城デニーが39万6000票で当選(9・30)▽沖繩防衛局長が沖繩県知事の「埋立承認撤回」に対して不服審査請求(10・17)↓石井啓一国交大臣、執行停止(10・30)▽辺野古米軍基地建設予定地に土砂投入を開始(12・14)▽第5次防衛大綱と中期防を閣議決定(12・18)▽19年度予算案で、米国製兵器の大量購入を含む軍事費に過去最大の5兆2574億円を計上(12・21)

2019

沖繩・辺野古米軍基地建設の埋立て賛否を問う県民投票で、43万票(全有権者の4分の1強)が反対(2・24)

▽安倍首相、新宿御苑「桜を見る会」に5200万円を支出(予算は1700万余円)(4・13)▽ドローン規制法改正(5・17)▽安倍首相がランプ米大統領共々ヘリ搭載護衛艦「かが」に乗艦し、護衛艦二隻の空母化を約束(5・28)▽政府、改正公文書ガイドライン(5・1策定)に反して首相の面談記録を作成せず(6・3毎日新聞)▽「あいちトリエンナーレ2019」企画展・「表現の不自由展・その後」テロ予告で中止(8・3)



●国家権力犯罪へ監視の目を

特定秘密保護法が施行されてから2019年12月で5年、同じく安保法制が3月で3年、同、共謀罪法が7月で2年となる。特定秘密保護法は「軍機保護法」、安保法制Ⅱ戦争法は「国家総動員法」、特定秘密保護法は「治安維持法」の復活・再来とされている。だが、その危険性の暴露、具体的事例に基づいての警戒・監視は、どこまで徹底しているだろうか。

外交・内政のすべてにわたって、嘘・改竄・隠蔽・恫喝を繰り返して恥じない安倍政権である。運用自在の弾圧法制を手中にして、さらなる悪政を押し付けてくることは間違いない。

対峙して、これまで以上に国家権力の動向と犯罪行為を監視していくことが必要になる。

その視点から、再度「特定秘密保護法」「安保法制Ⅱ戦争法」「共謀罪法」3法の危険性を再確認し、これらがどのようなようにして弾圧の手段に組み替えられようとしているのか、監視の目を研ぎ澄ましていきたい。

【特定秘密保護法】

2013年12月6日成立 2014年12月10日施行

◆法制定の目的

国の安全保障上、外部への漏えいにより著しい支障を与える恐れのある重要情報の保全に関する法律。①防衛②外交③スパイ防

止④テロ防止の4分野の「特に秘匿が必要」な情報を「特定秘密」として、国家安全保障会議、内閣官房、外務省、防衛相など19の行政機関の長が指定する。漏えいには、懲役10年以下、共謀したり、そのかしたりした場合も5年以下の懲役が科される。

◆問題点と危険性

国会の審議等を通じて、以下のような問題点と危険性が明らかになった。だが、それらは是正されることなく、強行成立・施行された。

【機能しない監視機関】恣意的な特定秘密指定を防ぐとの名目で内閣府に「独立公文書管理監」を新設。だが、その要員は審議官級の官僚で、その権限も法律に明記がない。一方、省庁側は情報の開示を拒否でき、管理監視機能は有名無実化する恐れがある。

【秘密指定の範囲があいまい】秘密指定の範囲は、時の政権の都合で解釈でき、都合な情報を隠蔽する仕組みが透けている。

【内部通報者の保護が不十分】不正運用を内部告発できる「内部通報窓口」が、秘密指定の権限を持つ19の行政機関と独立公文書管理監に設置されている。だが、告発者を保護する仕組みは十分でない。省庁と契約している民間業者も違反と見なされれば最高懲役10年を科せられる。

【知る権利の侵害】政府にとって都合の悪い情報が隠され、国民が情報を知ることができなくなり、報道の自由も制限される。

【第三者機関のチェックが利かない】独立公文書管理監は、各省庁に強制的に特定秘密を出させることができない。

【適正評価はプライバシー侵害の恐れ】秘密を扱う公務員や民間人は酒癖、借金、家族の国籍まで調べられる。

◆「軍機保護法」と類似

荻野富士夫・小樽商科大教授の証言——。「戦前の『軍機保護法』との類似性が気になる。1937年の軍機保護法改正の際、衆院は拡大解釈しないよう付帯決議をした。しかし1941年には、偶然耳にした海軍の飛行場のことを米国人に話した学生が身柄を拘束された。その後、政府は防諜意識を植え付けて相互監視と密告を奨励し、施策に従順な国民づくりに進んでいった」（2014・12・10 毎日新聞）

◆施行5年後の現実と課題

政府（11府省庁）は、2018年6月末時点で547件を特定秘密に指定した。法施行の2014年12月時点より165件（43%）の増。秘密を記録した文書は2017年末時点で38万3733点となり3年間で19万4540点（203%）の増。「適性評価」と呼ばれる身辺調査を受けた有資格者は2017年末現在で12万4514人（民間人3013人含む）と2015年12月より約3割の増。（2018・12・6 毎日新聞）

山田健太・専修大学教授の分析——。秘密保護法に関しては、①公文書の改竄・隠蔽・廃棄と巧妙化する「見せない化」②監視を監視するジャーナリズムの無関心の広がり③検証されない改善

と不完全な制度の固定化——が進行している。課題は、情報公開法と公文書管理法の2つを確立して秘密保護法を廃止させることである。（2019・5・7 院内集会講演）。

【安保法制Ⅱ戦争法】

2015年9月19日成立 2016年3月29日施行

◆平和安全法制整備法とは

①自衛隊法②国連PKO協力法③重要影響事態安全確保法④船舶検査活動法⑤事態対処法⑥米軍等行動関連措置法⑦特定公共施設利用法⑧海上輸送規制法⑨捕虜取扱い法⑩国家安全保障会議設置法Ⅱ以上は改正法。これに加え、国際平和支援法を新設。

◆安保法制Ⅱ戦争法の骨子

- ① 歴代政権が禁じてきた集団的自衛権の行使を可能にし、戦後の安保政策を転換。行使要件は「存立危機事態」
- ② 改正周辺事態法で自衛隊活動の地理的制約を撤廃。「重要影響事態」に概念を変え、米軍以外の他国軍も支援
- ③ 自衛隊法や武力攻撃事態法など10本の法改正を一括した「平和安全整備法」と他国軍の後方支援を随時可能にする新法「国際平和支援法」の2本で構成

④国連平和維持活動（PKO）派遣中の「駆け付け警護」解禁。
平時から米艦船防護可能に

◆「戦争への道STOP!」の課題

安倍政権は、憲法9条の有名無実化を視野に、「集団的自衛権行使閣議決定」（2014・7・1）に続いて「安保法制＝戦争法」の成立を強行し、最終段階として憲法改悪を画策している。

一方、憲法9条を完全に否定するもう一つの法体系が厳然と存在している。それは「日米安保体制」だ。憲法9条の改悪を許さないと同時に、この「日米安保体制」を最終的には廃棄することを視野に、その第一歩として、日米安保体制による国民被害を個別具体的に告発していく闘いが重要になっている。

政府は、日米安保体制の実態を徹底して隠蔽しているが、最近では、以下のように展開している。

▼2018年10月1日、米空軍は特殊作戦機C-22オスプレイ5機を首都・東京の横田基地に配備した。米海兵隊のMV-22オスプレイ24機配備の沖繩・普天間基地に続く2カ所目になる。

米軍はなぜ市民の反対を無視して配備できるのか。それは「アメリカが望むだけの軍隊を望む場所に望む期間だけ駐留させる権利」が日米地位協定によって保障されているからだ。アメリカ側から見れば、「文句言われる筋はない。取り決め通り当然のことをしているまでだ」となる。

▼その仕組みはこうだ。日米安保条約第6条に「アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍、および海軍が日本国において基地を使用

することが許される」とあり、日米地位協定第2条に「基地の提供と返還＝合衆国は日米安保条約第6条の規定にもとづき、日本国内の基地の使用を許される」とあり、その運用は同第25条の「合同委員会」によっている。ところが、この合同委員会のメンバーは、日本側が外務省北米局長ら6人なのに対し、米側は在日米軍司令部副司令官ら7人の軍人で占められている。

▼合同委員会の議事録や合意文書は原則非公開とされる。決定事項は日米両政府を拘束するが国会にも報告されない「闇の領域での取り決め」なのである。オスプレイ配備はこの仕組みの中で「日本側も承認して」配備されている。闇の中の取り決めである以上、表には出てこない。

▼なぜこんなことが許されるのか。『知ってはいけない2―日本の主権はこうして失われた』（矢部宏治著、講談社現代新書・2018・11刊）は「日米安全保障条約↓日米地位協定↓日米合同委員会」というアメリカの日本支配構造の背景には「ウラの掟＝密約」があると指摘している。

同書によると、密約はどんな国と国との交渉にも存在する。日米間で密約が異常なのは、アメリカ側はその記録を保管し続け、日本側が合意内容に反した場合、すぐに訂正を求めてくる。密約を含む合意文書は作成から30年たったら基本的に機密を解除し国立公文書館に移して公開することが法律で決まっている。そのため国務省の官僚たちもウソをつくことは絶対にできない。

ところが日本は、軍事上の密約は、永遠にその存在を否定し、いくら国会でウソをついても構わないという原則が1960年末

で確立しているとして、密約を交わした首相と密約の関係は次のように指摘している。

◇吉田茂（占領の終結）指揮権密約（1952年と54年）

◇岸信介（親米体制の確立）事前協議密約、基地権密約、朝鮮戦争・自由出撃密約（1960年）

◇佐藤栄作（沖縄返還）沖縄密約、財政密約（1969年）

これらの密約は公開されたアメリカの外交文書で全部確認されている。『日米指揮権密約の研究』末浪靖司著、創元社・2017年刊ほか）

ところが、2010年（民主党政権下）の外務省密約調査における「有識者委員会報告書」は、「厳密な意味での密約は現在、存在しない」と結論づけているのだ。

密約も公式な外交文書として扱うアメリカと、密約はないと否定している日本政府とは、外交交渉なんて成り立たない。日米地位協定と密約外交文書を武器に、「アメリカが望むだけの軍隊を望む場所に望む期間だけ駐留させる権利」を要求してくるアメリカに太刀打ちできるわけがない。

個人の尊厳、基本的人権を守れと主張するのであれば、国際的に通用する主権を持った真の独立国にしていかなければならないはずだ。その展望のもとに、いまこそ「日米地位協定」の現実を見極め、対米従属を断ち切る全面改定を正面から掲げ、それを実現する政府を確立することを目指すべきではないか。

◆高まる「日米地位協定全面見直し要求」

「日米地位協定全面見直し」の運動が全国で始まっている。

2014年10月、日本弁護士連合会は、①施設・区域の提供と返還②米軍等に対する日本法令の適用と基地管理権③環境の保全・回復等の問題④船舶・航空機等の出入・移動⑤航空交通⑥刑事責任⑦民事責任——の7項目について、「日米地位協定の改定を求めて」日弁連からの提言」を発表している。

2018年7月、全国知事会は、「米軍基地負担に関する提言」を発表した。提言は日米安保体制の重要性は認めつつも、①米軍機の低空飛行訓練の実態調査・事前情報提供・住民不安配慮②日米地位協定を見直し、航空法・環境法令の原則適用③軍人等の事件・事故防止策④基地の整理・縮小・返還促進——等を要求している。「日米地位協定見直し」意見書が、7県の議会、124の市町村議会で採択されている。（2019年4月現在）

【改正組織犯罪処罰法Ⅱ共謀罪法】

2017年6月15日成立 2017年7月11日施行

◆法制定の建前

①対象はテロリズム集団などの組織的犯罪集団②対象犯罪は277項目③現場の下見などの準備行為を構成要件とする④実行前に自首した場合は刑を減免する⑤組織的犯罪集団の不正権益の維持・拡大を目的とした計画も処罰対象とする

◆問題点と危険性

①近代刑法の行為原理に違反する②東京オリンピックのためには不要③テロ対策のために必要な実効的措置は既に整備済み④国連越境組織犯罪防止条約のためには不要⑤一般人も対象にされる⑥内心を処罰する不当な法になる

◆共謀罪法案の強行採決に強く抗議する声明

2017年6月19日

共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会

2017年6月15日午前7時46分、参議院本会議において、「中間報告」（国会法56条の3）により法務委員会の採決を省略するという極めて異例な手段によって、共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の採決が強行され、同法案は可決成立した。

私たちは、この暴挙に強く抗議する。

共謀罪は、277種類もの犯罪について、日本刑法では例外中の例外とされる予備罪にも至らない、およそ法益侵害の危険性のない「計画」（共謀）を処罰しようとするものであり、刑法の原則を根本から破壊する憲法違反の悪法である。

政府は、共謀罪法案を「テロ等準備罪」と呼び、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）を批准するためには共謀罪の創設が不可欠である、同条約を批准しなければ東京オリンピックも開催できないなどと宣伝してきたが、TOC条約はテロ防止を目的とするものではないこと、同条約を批准するには共謀罪は不要であるこ

と、共謀罪が対象とする277の犯罪にはテロと無関係の犯罪がほとんどであり、テロ対策の法制度は整備済みであること、従って共謀罪がいかなる意味でもテロ対策法とはいえないことは、すでに明らかになっている。

また、「計画」、「準備行為」、「組織的犯罪集団」等の概念はあまりにも不明確である上、政府答弁も二転三転し、国民は何が犯罪であり、何が犯罪でないのかを知ることができない。別表（略）に掲げられた対象犯罪277が極めて広範であることとあいまって、共謀罪が罪刑法定主義（憲法31条）に違反することは明白である。

共謀罪の最大の問題は、政府に異をとなえる市民団体などの活動の処罰や、その情報収集・捜査の根拠とされ、市民のプライバシーの権利（憲法13条）、内心の自由（憲法19条）、表現の自由（憲法21条）を侵害する危険が極めて高いことである。

法務大臣は、衆議院では、条文上何らの根拠がないにもかかわらず、「組織的犯罪集団」とは、テロリズム集団、暴力団、麻薬密売組織などに限られる、「通常の団体に属し、通常の社会生活を送っている方々は処罰対象にならない」と繰り返し答弁してきたが、参議院に至って、「対外的には環境保護や人権保護を標榜していたとしても、それが言わば隠れみの」である団体は組織的犯罪集団となり得るとの重大な答弁を行った。また、組織的犯罪集団の「周辺者」も捜査対象となることを認めた。

これは、共謀罪が成立すれば、正当な目的をもつ団体であっても、警察がその目的を「隠れみの」であると考えれば、その団体

や、構成員ないし「周辺者」とみなされた市民が日常的な警察の監視対象とされることを意味する。

対象犯罪277の中に、組織的威力業務妨害罪や組織的強要罪など、基地やマンション建設に反対する行動などに適用される可能性の高い「犯罪」類型が含まれるだけに、上記の日常的な情報収集をもとに強制捜査や処罰が行われるおそれがある。

こうした重大な答弁が参議院になってからなされ、十分な審議がますます必要になったにもかかわらず、強引に採決した与党の強権的な国会運営には憤りを禁じえない。

法案審議中の5月18日、国連特別報告者ジョセフ・カナタ氏は、共謀罪法案が「プライバシーに関する権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性がある」との懸念を表明する書簡を安倍首相に送付した。ところが、日本政府はこの書簡に対し、単に「強く抗議」し、何ら回答しないという恥ずべき態度をとった。こうした日本政府の対応は海外メディアでも危惧感をもって大きく報道された。共謀罪法案が、このように国際社会に背を向けて成立した経緯も忘れてはならない。

国会法56条の3第2項は、「特に緊急を要すると認めるとき」に限り、法務委員会の採決を省略して本会議で採決することを認める。しかし、共謀罪を成立させることに何らの緊急性はなかった。共謀罪法案は、そもそも立法事実が存在しない上、法務大臣がしばしば答弁不能になるなど政府側の解釈が最後まで迷走し、疑問や矛盾が山積していたのであり、6月18日の会期末をもって廃案にすべき法案であった。このような法案について、奇策とい

うべき手段で強行採決した与党の国会運営は、議会制民主主義を死滅させる暴挙である。

共謀罪法案の廃案をめざす声は、全国に大きく広がった。おびただしい数の市民集会、デモ、街頭宣伝、国会周辺では連日の座り込みや昼夜の共同行動が行われた。国会内では4野党1会派が結束して闘い、法律家も、日弁連及び52の単位弁護士会の全てが共謀罪に反対する声明を出し、多数の学者、作家、ジャーナリスト、マスメディアも反対の論陣を張った。そのなかで私たち法律家団体連絡会もあらゆる努力をした。世論調査では反対が賛成を上回った。こうした運動の広がりは、共謀罪を発動させない大きな力になると確信する。

「現代の治安維持法」、「監視社会を招く違憲立法」として強く批判してきた共謀罪であるが、私たち法律家は、今後も市民・野党と手を携え、共謀罪の廃止をめざし、共謀罪の発動を許さない活動を続ける。その一環として、国連特別報告者カナタ氏が提案した、「監視活動を行う警察を監督する第三者機関」の設置をめざすことも重要な課題である。

私たちは、これからも市民が絶対に萎縮することなく、自由に表現し、自由に仲間と集いあえる社会を維持するため、全力を尽くす決意である。

◆戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用に関する条約

採択Ⅱ1968年11月26日（国際連合第23回総会）

効力発生Ⅱ1970年11月26日

（略）

いかなる公式の宣言、記録文書又は協定においても、戦争犯罪と人道に反する犯罪の訴追と処罰に関しては時効の定めがないことを確認して、

戦争犯罪と人道に反する犯罪が国際法における最高の重罪に属することを考慮して、戦争犯罪と人道に反する犯罪の有効な処罰が、前記の犯罪の防止、人権と基本的自由の擁護、諸国民相互の信頼の確立及び協力体勢の推進、国際的平和と安全の促進のための重要な要素であることを確信して、

通常の犯罪のために定められた国内法の時効規定を、戦争犯罪と人道に反する犯罪に適用することは、前記の犯罪に責任を負うべき個人の訴追と処罰を妨げ、従って国際世論に重大なる危惧を招来することを確認して、

この条約により、国際法上、戦争犯罪及び人道に反する犯罪には時効が存在しないという原則を確認し、この原則が全世界的規模で適用されることを保証することが必要であり、かつ時宜に適用していると判断して、次の通り合意に達した。

第一条 時効は、次に掲げる犯罪には、その犯罪の行われた時期にかかわらずなく、適用されない。

（a）戦争犯罪。すなわち1945年8月8日のニュルンベルグ国際軍事裁判所規約で定義され、1946年2月13日の第一回国

連総会決議三及び1946年12月11日の同国連総会決議九五によって確認された戦争犯罪。とくに戦争犠牲者の保護に関する1949年のジュネーブ協定に列挙された「重大な違反」。

（b）人道に反する犯罪。すなわち戦争中たると平時たるとを問わず、1945年8月8日のニュルンベルグ国際軍事裁判所規約で定義され、1946年12月11日の第一回国連総会決議三及び1946年12月11日の同国連総会決議九五によって確認された人道に反する犯罪、武力攻撃又は占領による追放、アパルトヘイト政策に結果する非人道的行為、並びに1948年の集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約に定義された集団殺害の犯罪で、かかる犯罪行為が犯罪の行われた国の国内法に違反しない場合をも含む。

第二条 第一条で言及する犯罪のいずれかが行われた場合、この条約の規定はその遂行の程度に関わりなく、首謀者もしくは協力者として前記の犯罪行為に参加し、又は直接他を教唆して犯罪を遂行せしめ、又は犯罪行為を共謀した国家官憲の代表者及び個人、並びにかかる犯罪行為を容認する国家官憲の代表者に適用される。

第三条 この条約の締約国は、この条約の第二条に掲げた個人の国際法に基づく引き渡しを可能ならしめるために、すべての必要な国内の立法措置又はその他の措置を講ずる義務を負う。

第四条 この条約の締約国は、この条約の第一条、第二条に該当する犯罪の訴追及び処罰には法律上の、又はその他の時効規定を適用せず、前記の時効規定の存する場合はこれを破棄すること

を保証するため、各締約国の憲法に定める手続きに従って、全ての必要な国内の立法措置又はその他の措置を講ずる義務を負う。

第五条 この条約は、全ての国連加盟国又は全ての国連の特別機関もしくは国際原子力機構の加盟国、国際司法裁判所規程の全ての締約国、及びこの条約の締約国となるべく国連総会により招請を受けた全ての他の諸国の署名のため、1969年12月31日まで開放しておく。

*以下、第六条と第十一条(略)

◆一貫して背を向け続けている日本政府

右条約には58か国が同意、7か国は反対、36か国が棄権、23か国は裁決に加わらなかった。(ドイツは、この時点で国連未加盟国加盟は1973年)

中で、日本は棄権。その理由は

「わが国は、過去にさかのぼり時効の適用を撤廃することは憲法39条に反する疑いがあること、また犯罪の定義が不十分であること、理由から締約国の範囲を定めた第5条に賛成したほかは、各条項および条約案全体に棄権した」(外務省1968年度「わが外交の近況」)

*

第二次世界大戦での同じ敗戦国・ドイツはどうか。敗戦から40年後の1985年5月8日、R・ヴァイツゼッカー大統領は、ドイツ連邦議会で「荒れ野の40年」と題する演説(22頁参照)の

最後で「若い人たちにお願したい。他の人びとに対する敵意や憎悪に駆り立てられることのないようにしていただきたい。若い人たちは、たがいに敵対するのではなく、たがいに手を取り合って生きていくことを学んでいただきたい」と呼びかけた。

さらに、2019年7月31日、ワルシャワ蜂起75年記念行事に出席するドイツのマース外相はワルシャワで記者会見し、「ドイツがポーランドで行ったことについて、深い恥を感じる」と述べた。そして8月1日の記念行事では、ドイツには第二次世界大戦に対する道徳的責任があるとし、「ドイツがポーランドなどに与えた苦しみは決して忘れてはならない」と述べた。ワルシャワ蜂起60年の際には、当時のシュレーダー首相がドイツ首脳として初めて出席した(しんぶん赤旗2019・8・2から)。

翻って同じ敗戦国の日本はどうか。中国、韓国はじめアジア諸国に対して2000万人以上もの犠牲者を出した侵略戦争に対して、どこまで真摯に反省してきたか。

とりわけ安倍政権は、先立つ政権が積み重ねてきた、1995年の村山富市首相談話、1998年の「日韓パートナーシップ宣言」、2002年の「日朝平壤宣言」、2010年の韓国併合100年の菅直人首相談話——等々の日韓関係友好の積み重ねを全否定する暴挙を重ねている。

「戦争犯罪と人道に反する罪には、時効がない」との世界の潮流に背を向け続け、パールハーバーへは行くが、隣国である韓国には行かない安倍政権の暴走を許してはならない。

●国家権力犯罪の被害者へ国家賠償を

国家権力犯罪を監視する視点で、もう一つ大事なのは被害者への国家賠償を貫徹することだ。既に世界各国の多くでは、国家による弾圧犠牲者への謝罪と補償が行われている。だが日本は全く応じていない。(51頁参照)

とりわけ安倍政権の姿勢は明確で、賠償要求に対し敵意さえ隠さない。挙句は、治安維持法について「当時適法に制定された」とまで言及し、これまでの国会答弁をひっくり返す姿勢さえ露呈している。

その一端は、国会答弁(2017年6月2日の参院法務委員会での畑野君枝・共産党議員の質問に対する金田勝年・法務大臣らの答弁)でも明らかなので、その主要部分を収録する。

畑野議員は、治安維持法で弾圧された人々の悲惨な現状を明らかにしたうえで、まず、金田法務大臣に対し、治安維持法についての認識を質した。(以下、答弁は参院議事録による)

○金田国務大臣 治安維持法は、大正14年に公布、施行され、国体の変革または私有財産制度の否認を目的として結社を組織した者等を処罰することとした法律であると承知をいたしております。そして、認識と言われましたが、治安維持法につきましては種々の意見があるものと承知をしております。この治安維持法の内容や適用された事例を含めまして、歴史の検証については、専門家の研究、考察等に委ねるべきものと考えております。

これに対し、畑野議員は、治安維持法等による取調べが拷問によったこと、拷問は戦前の法制でも禁じられていたこと、治安維持法はポツダム宣言(降伏受諾)によって廃止されたこと等を指摘し、かつ政府委員からも言質答弁を引き出したうえで、

さらに、自民党の三木武夫・総理の答弁「治安維持法につきましてはすでにそのときでも批判があり、今日から考えれば、こういう民主憲法のもとに考えれば、これはやはりわれわれとしても非常な批判をすべき法律であることは申すまでもない」(1976年9月30日)も引いて、

再度、「戦後、治安維持法が否定された以上、この法律による弾圧犠牲者の救済、名誉回復をすべきではないか」と質した。

○金田国務大臣 治安維持法は、当時適法に制定されたものでありますので、同法違反の罪に係ります勾留、拘禁は適法でありまして、また、同法違反の罪に係る刑の執行も、適法に構成された裁判所によって言い渡された有罪判決に基づいて適法に行われたものであって、違法があったとは認められません。したがって、治安維持法違反の罪に係る勾留もしくは拘禁または刑の執行により生じた損害を賠償すべき理由はなく、謝罪及び実態調査の必要もないものと思料をいたしております。

畑野議員は、大臣認識の誤りを嚴重指摘し、その上で国家弾圧による被害は戦後もあるとして、レッド・ページ問題に言及、「戦

後最大の人権侵害とされるレッド・ページ国家賠償請求訴訟に関し、その救済を政府として図るべきではないか」と質した。

○金田国務大臣 その行為の時点において、連合国の最高司令官の指示に従ってなされたもので、法律上の効力を有しておりますし、その後に、平和条約の発効により連合国最高司令官の指示が効力を失ったとしても、影響を受けるものではないという司法判断が確定しております。法務省としては、このような司法判断を踏まえて、何らかの対応を実施することについては考えておりません。

▼すり替え答弁と、その底に潜む危険

ここまでで、まず明らかなのは、「悪法も法」の居直りだ。さすがに治安維持法をもって「良法」とは言えず、外形的な法成立の手続きを持ち出して、当時の法手続きの中で適法に成立したのだから適法であり、したがって成立後の運用もまた適法だとすり替えている。典型的な官僚答弁であり、いまでは「ごはん論法」と名付けられた欺瞞答弁の典型でもある。

質問の趣旨は、誤った国策（法律を含む）によって生じた国民の被害を、政治の責任において賠償したらどうか、である。これに対し、答弁は政治の責任も歴史認識もほかぶりして、次元の異なる手続き論によって「適法」という語感を強調している。

この程度のすり替え欺瞞は直ぐに底が割れる。だが、その底にはさらに危険なすり替えが潜んでいるので、ここは嚴重な注意が

必要だ。それはナチス・ドイツの成立に関わることで、ナチスの論理によれば、当時のワイマール憲法下の選挙で適法に多数派となり、同憲法下で適法に成立させた法律によって適法に独裁政権を構築し、憲法を骨抜きにしたからである。

これは、次のレッド・ページに関する答弁でも透けてくる。畑野議員の質問は、占領下の行政によって起きた国民被害の救済を政治の責任において図るよう迫ったものだが、答弁は、同じく政治責任を棚上げして手続き論を持ち出し、占領下の法体系の下で合法とされた事案は、占領終結後も平和条約を媒介にして合法性を失わないとの文脈で強弁している。

ただ、この矛盾は、安倍政権にとっても落とし穴になる。改憲を焦る安倍の持論は「押付け憲法」にあるからだ。レッド・ページの押付けを容認し、安保体制、辺野古、戦闘機爆買の押付けを容認しても、憲法の押付けだけは容認できないとでも強弁する気なのか。手続き論でかわそうとする大穴とっていい。

そしてこの姿勢は骨の髄まで染み込んでいる。畑野議員による最後の質問、共謀罪法案に係る国連特別報告者ジョセフ・カナタチ氏の公開書簡についても、こう答弁している。（一部略）

○飯島政府参考人 この専門家の見解は国連の立場を反映するものではないと思います。政府は、ジュネーブ代表部から国連人権高等弁務官事務所を通じて、直接説明する機会が得られることもなく、公開書簡の形で一方的に発出をされたこと、及び同書簡の内容は明らかに不適切なものであることを抗議しております。